

## 業務方法書の変更について

地方公共団体情報システム機構業務方法書(平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項中「関する省令」を「関する命令」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号中「住民基本台帳」の次に「又は戸籍の附票」を加え、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) この業務方法書において「附票連携システム」とは、市町村長が都道府県知事に、都道府県知事が機構に附票本人確認情報を通知し、個人番号カードを発行し、並びに機構が附票本人確認情報の記録、保存及び提供等を行うためのシステムをいう。

第 4 条第 1 項第 2 号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。)」を加え、同項第 3 号中「機構保存本人確認情報」の次に「及び機構保存附票本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報等」という。)」を加え、同項第 5 号中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同項第 6 号中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同項第 8 号及び第 9 号中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同項第 10 号中「住民基本台帳ネットワークシステム」の次に「及び附票連携システム(以下「住民基本台帳ネットワークシステム等」という。)」を加え、同項第 11 号中「住民基本台帳ネットワークシステム」を「住民基本台帳ネットワークシステム等」に改める。

附 則(令和 6 年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)

この変更は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)附則第 1 条第 10 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 新旧対照表（業務方法書）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第3条 この業務方法書における用語の意義は、次の各号に定めるものを除き、機構法、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。)に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この業務方法書において「<u>附票連携システム</u>」とは、<u>市町村長が都道府県知事に、都道府県知事が機構に附票本人確認情報を通知し、個人番号カードを発行し、並びに機構が附票本人確認情報の記録、保存及び提供等を行うためのシステムをいう。</u></p> <p>(3) この業務方法書において「<u>公的個人認証基盤</u>」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため、住民基本台帳又は<u>戸籍の附票に記録されている者に対して署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書を発行し、並びに署名検証者等及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務)</p> <p>第4条 機構は、機構法第22条第1号に掲げる住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この業務方法書における用語の意義は、次の各号に定めるものを除き、機構法、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する<u>省令</u>(平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。)に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) この業務方法書において「<u>公的個人認証基盤</u>」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため、住民基本台帳_____に記録されている者に対して署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書を発行し、並びに署名検証者等及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務)</p> <p>第4条 機構は、機構法第22条第1号に掲げる住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事に対する本人確認情報及び附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。)の誤りに関する通報</p> <p>(3) 機構保存本人確認情報及び機構保存附票本人確認情報(以下「機構保存本人確認情報等」という。)の保存及び提供</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 認証事務に関する本人確認情報等の利用</p> <p>(6) 機構保存本人確認情報等の提供の状況に関する報告書の作成及び公表</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 本人確認情報等の開示</p> <p>(9) 国の行政機関に対する本人確認情報等に関する資料の提供</p> <p>(10) 住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム(以下「住民基本台帳ネットワークシステム等」という。)の開発及び改修</p> <p>(11) 住民基本台帳ネットワークシステム等に係る全国サーバシステム及び全国ネットワークの整備及び運営</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事に対する本人確認情報 ____の誤りに関する通報</p> <p>(3) 機構保存本人確認情報 ____の保存及び提供</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 認証事務に関する本人確認情報____の利用</p> <p>(6) 機構保存本人確認情報____の提供の状況に関する報告書の作成及び公表</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 本人確認情報____の開示</p> <p>(9) 国の行政機関に対する本人確認情報____に関する資料の提供</p> <p>(10) 住民基本台帳ネットワークシステム____ ____の開発及び改修</p> <p>(11) 住民基本台帳ネットワークシステム____に係る全国サーバシステム及び全国ネットワークの整備及び運営</p> <p>(12) (略)</p>

附 則(令和6年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)

この変更は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。